

全日本学生バドミントン連盟
外国籍部員等の登録及び競技参加資格に関する規定

外国籍部員の扱い

外国籍部員の分類

- A. 日本で出生し、引き続き日本で生活をしている外国籍部員
- B. 日本で義務教育を終了した外国籍部員
- C. 日本の高等学校の3年間を終了した外国籍部員
- D. 日本の大学に外国から留学により入学した外国籍部員
- E. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員
- F. その他の外国籍部員

外国籍部員の登録

- 1. 外国籍部員の分類 A.B.C.D の部員は日本人同様に登録することができる
- 2. 分類 E に部員は最短修学年限から本国に於けるすでに修学した年数を控除した年数に限り登録することができる
- 3. 分類 F の部員については、都度内容を検討し、常任委員会の決議による

外国籍部員の競技会参加規定

- 1. 外国籍部員の分類 A 及び B の部員は日本国籍部員同様に扱う
- 2. 団体戦 分類 C.D.E の外国籍部員は競技会の登録は2名までとし、出場は1名に限り単複はかねられない
- 3. 個人戦 分類 C.D.E の外国籍部員は各大学からシングルス1名、ダブルス1名までとする。単複はかねられる。
- 4. 分類 F の部員については、都度内容を検討し、理事会の決議による

全日本バドミントン総合選手権の推薦について

- 1. 外国籍部員が8位以内に入った場合、外国籍部員の全日本バドミントン総合選手権大会への推薦はできない
- 2. 外国籍部員が8位以内に入った場合、その人数分だけ16位以内に入った日本国籍部員及び分類 A の部員から推薦できる
- 3. 推薦は全日本学生バドミントン連盟常任委員会が行う

大学院生・別科生・専科生等の扱い

- 1. 本連盟に加盟している大学が付設する大学院・別科あるいは専科等に所属する部員は競技会への参加資格は有しない

その他

- 1. その他は全日本学生バドミントン連盟の規約に則る